

# 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

(平成20年4月 第2回訂正分)

## 株式会社アールテック・ウエノ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売出価格等の決定に伴い、金融商品取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年4月1日に関東財務局長に提出し、平成20年4月2日にその届出の効力が生じております。

### 新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成20年3月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成20年3月24日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,340株の募集の条件及びブックビルディング方式による売出し1,075株(引受人の買取引受による売出し760株、オーバーアロットメントによる売出し315株)の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成20年3月31日に決定したので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出しましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には\_\_\_\_ 罫を付し、ゴシック体で表記してあります。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出し(315株)を追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

## 2 【募集の方法】

平成20年3月31日(月)に決定された引受価額(465,000円)にて当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(500,000円)で募集(以下「本募集」という。)を行います。

引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社大阪証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条の2に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定された価格で行います。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「321,600,000」を「311,550,000」に訂正。

「計(総発行株式)」の「資本組入額の総額(円)」の欄：「321,600,000」を「311,550,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 4 資本組入額の総額は、資本金に組入れる額の総額であります。

(注) 5 の全文削除

### 3 【募集の条件】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「500,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)1」を「465,000」に訂正。

「資本組入額(円)」の欄：「未定(注)3」を「232,500」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)4」を「1株につき500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。  
公募増資等の価格の決定に当たりましては、460,000円以上500,000円以下の仮条件に基づいてブックビルディングを実施いたしました。当該ブックビルディングにおきましては、募集株式数1,340株、引受人の買取引受による売出し760株及びオーバーアロットメントによる売出株式数上限315株(以下総称して「公開株式数」という。)を目的に需要の申告を受けました。  
その結果、以下の点が特徴として見られました。  
申告された総需要株式数が、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。  
申告された総需要件数が多数にわたっていたこと。  
申告された需要の相当数が仮条件の上限価格であったこと。  
上記ブックビルディングの結果、公募増資等の価格は公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株に対する市場の評価及び上場日までの期間における価格変動リスクなどを総合的に勘案して、1株につき500,000円と決定いたしました。  
なお、引受価額は1株につき465,000円と決定いたしました。
- 2 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額(発行価額391,000円)及び平成20年3月31日(月)に決定した発行価格(500,000円)と引受価額(465,000円)とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 平成20年3月10日(月)開催の取締役会において、増加する資本金及び資本準備金に関する事項として、増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。この取締役会決議に基づき、平成20年3月31日(月)に資本組入額(資本金に組入れる額)を1株につき232,500円に決定いたしました。
- 4 申込証拠金には、利息をつけません。  
申込証拠金のうち引受価額相当額(1株につき465,000円)は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 7 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。  
需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

(注) 8の全文削除

#### 4 【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受けの条件」の欄：

- 2 引受人は新株式払込金として、平成20年4月8日(火)までに払込取扱場所へ引受価額と同額(1株につき465,000円)を払込むことといたします。
- 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額(1株につき35,000円)の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 上記引受人と平成20年3月31日(月)に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、株式の募集は中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。
- 2 引受人は、上記引受株式数のうち、10株について全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託いたします。

#### 5 【新規発行による手取金の使途】

##### (1) 【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額(円)」の欄：「598,176,000」を「623,100,000」に訂正。

「差引手取概算額(円)」の欄：「568,176,000」を「593,100,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
- 2 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(注) 1 の全文削除及び 2、3 の番号変更

##### (2) 【手取金の使途】

上記手取概算額593,100千円につきましては、本募集と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限146,475千円とあわせ、全額を新規医薬品研究開発費に充当する予定であります。なお、第20期事業年度の研究開発にかかる主な支出として、外部委託研究費及びライセンス導入費1,130,000千円を予定しており、不足額につきましては、手元資金により充当する予定であります。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成20年3月31日(月)に決定された引受価額(465,000円)にて当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件 (2) ブックビルディング方式」欄記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格500,000円)で売出しを行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「364,800,000」を「380,000,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「364,800,000」を「380,000,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 3 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

(注) 3、4の全文削除及び5の番号変更

### 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

#### (2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1(注)2」を「500,000」に訂正。

「引受価額(円)」の欄：「未定(注)2」を「465,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)2」を「1株につき500,000」に訂正。

「元引受契約の内容」の欄：「未定(注)3」を「(注)3」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 2 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集の発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

#### 3 元引受契約の内容

引受人である三菱UFJ証券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額(1株につき35,000円)の総額は引受人の手取金となります。

4 上記引受人と平成20年3月31日(月)に元引受契約を締結いたしました。ただし、同契約の解除条項に基づき同契約が解除された場合には、事由の如何を問わず、引受人の買取引受による売出しは中止するものとし、申込証拠金の返還を行います。当該申込証拠金は、お申込みされた金融商品取引業者から返還されます。

### 3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額(円)」の欄：「151,200,000」を「157,500,000」に訂正。

「計(総売出株式)」の「売出価額の総額(円)」の欄：「151,200,000」を「157,500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、「第1 募集要項」に記載の募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果行われる三菱UFJ証券株式会社による売出しであります。

(注) 5の全文削除

### 4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

#### (2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格(円)」の欄：「未定(注)1」を「500,000」に訂正。

「申込証拠金(円)」の欄：「未定(注)1」を「1株につき500,000」に訂正。

< 欄外注記の訂正 >

(注) 1 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には利息をつけません。

2 売出しに必要な条件については、平成20年3月31日(月)において決定いたしました。

### 第3 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成20年3月10日(月)及び平成20年3月21日(金)開催の取締役会において、以下の内容の第三者割当増資による募集(以下「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 募集株式数              | 発行する普通株式 315株  |
| 払込金額               | 1株につき391,000円  |
| 割当価格               | 「第1 募集要項」に記載の新規発行株式の引受価額と同一とする。(注)   |
| 払込期日               | 平成20年5月7日(水)   |
| 増加資本金及び資本準備金に関する事項 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第37条に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 払込取扱場所             | 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目2番16号<br>株式会社三菱東京UFJ銀行 堂島支店  |

(注) 割当価格は平成20年3月31日(月)に1株につき465,000円に決定いたしました。

主幹事会社は、当社株主から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て及び下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場日(売買開始日)から平成20年4月28日(月)までの間、オーバーアロットメントによる売出しにかかる株式数(315株)を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、当社株主から借受けている株式の返還に充当し、当該株式数について、割当てに応じない予定でありますので、その場合には、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は買い付けた株式数が上限株式数に達しなくともシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。